様式第1号（第2条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

丸亀市長

国民健康保険特別療養費支給に係る弁明について

あなたが滞納している国民健康保険税については、これまで再三にわたり納付をお願いしてまいりましたが、下記のとおり納期限から１年間が経過した現在も納付されておりません。

国民健康保険税をこのまま滞納されますと、国民健康保険法第54条の3第　項の規定により、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになります。

ついては、この処分の原因となる国民健康保険税の滞納について、弁明することがある場合は、　　月　　日までに別紙弁明書（様式第2号）を提出してください。

なお、提出期限までに弁明書の提出がない場合又は弁明によっても当該処分が正当であると認められる場合は、当該処分を行います。

記

１　予定している処分　　　療養の給付等に代えて、特別療養費を支給する処分

２　処分の根拠　　　　　　国民健康保険法第54条の3第　項

３　提出先　　　　　　　部　　課　　担当

４　国民健康保険税の滞納状況　　　　　　　（　　　　年　　月　　日現在）

※　なお、本状到達前に国民健康保険税を納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。

※　病気にかかって仕事ができない状態である、事業を廃止した、災害にあった、盗難にあったなど、現在国民健康保険税を納めることが困難である正当な事由がない場合は、弁明書を提出いただいても特別療養費を支給することになります。